

海津市社会福祉協議会 福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自身での車の運転が困難な海津市内に在住する高齢者及び障がい者等に対し、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）または海津市社会福祉協議会に登録をしているふれあいいきいきサロン（以下「サロン」という。）が主催する事業等に参加するために福祉車両貸出事業（以下「事業」という。）を実施し、外出の移動手段を確保することにより閉じこもりを防止し、安心した日常生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、海津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、地区社協及びサロンとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、海津市内に居住する65歳以上の高齢者及び障がい者等で、自身での車の運転が困難なために移動に不便をきたしている者とする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、事業専用車両を利用した外出支援とする。ただし、市社協会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 貸出日数は、原則5日以内とする。ただし、貸出中の車両の駐車に関しては、借主で適切な場所に駐車場を確保する。

3 運行範囲は、原則として海津市内及び近隣市町内とする。ただし、市社協会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

4 事業車両の運転者は、地区社協会長またはサロン代表者が選任し、市社協会長が了承した者とする。

5 特に車いすを利用する場合は、操作に係る取り扱い方法に十分留意しなければならない。

(貸出・返却手続き)

第5条 貸出・返却手続きは、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

(3) 車両の整備等にかかる期間（法定点検及び車両修理発生随時）

(4) 悪天候や路面状況等により、車両の走行が困難と判断されるとき。ただし、市社協会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(利用手続)

第6条 地区社協会長またはサロン代表者は、事業予定日の6か月前から5日前までの間に、事業利用申請書(様式第1号)を市社協会長に提出するものとする。

2 市社協は、事業利用申請書を受理したときは、サービス事業車両運行予約表（様式第4

- 号) 及び車両運転月報(様式第 5 号)に必要事項を記載し、各月の車両貸出管理を行う。
- 3 市社協は、事業車両を貸出す時は、運転者に対し点呼及び当日の配車運行経路等の確認を行い、使用中の注意事項等を説明し、誓約書(様式第 3 号)の提出を求める。また、帰車庫した際に車両の状態確認を行う。
- 4 地区社協またはサロンは、燃料費として事業の運行に使用した距離に対し、1 k m 当たり 20 円を市社協に支払う。
- 5 事業車両にかかる諸費用(自動車保険・法定点検費用・その他車両消耗品にかかる費用など)及び修繕費については、市社協で負担する。
- 6 運転車は事業車両の運行に際し、常に善管注意義務を果たさなければならない。これに違反した場合により発生した損害については、賠償の義務を負うことがある。

(利用決定)

- 第 7 条 市社協会長は、前条の事業利用申請書を受けたときは、速やかにその可否を決定し、事業利用決定・却下通知書(様式第 2 号)をもって、地区社協会長またはサロン代表者に通知しなければならない。

(利用料)

- 第 8 条 事業の利用料は無料とする。ただし、第 6 条第 4 項に定める燃料費、有料駐車場や有料道路等の利用料は地区社協またはサロンの実費負担とする。

(事故防止)

- 第 9 条 事業の実施にあたり、運転者は、出庫前に市社協職員より点呼を受け、車両の運行前点検を行う。
- 2 運転者は、道路交通法上の規則を厳守し、無理のない運行を実施する。
- 3 地区社協またはサロンは、事業車両の故障若しくは、不具合が生じた場合に速やかに市社協に連絡し、自ら判断せず市社協の指示を受ける。

(事故発生時における対応)

- 第 1 0 条 事業実施中に事故が発生したときは、運転者は速やかに警察および市社協に連絡し指示を受けるとともに、必要に応じ救急車を要請し、安全の確保をするよう努める。
- 2 事故による補償は、加入している自動車保険の範囲内とし、活動等に関しては地区社協またはサロンが加入する保険の範囲内とする。
- 3 事故に伴う事務は、市社協が行う。

(その他)

- 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度協議し、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。